

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪市役所
 大阪市北区中之島1-3-20
 電話06-6208-7444

目次

条 例	
執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	5
規 則	
外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則	6
大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則	7
大阪市立障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則	7
職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則	7
企業管理規程	
大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程	8
大阪市交通局乗車券等委託発売規程の一部を改正する規程	11
大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程	11
大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程	14
大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程	14
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程等の一部を改正する規程	17
告 示	
放置自転車の除却	17
人事委員会委員の任命	18
固定資産評価審査委員会委員の任命	18
平成25年大阪市告示第737号(平成24年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況の公表)の一部訂正	18
大阪府市規制改革会議を大阪府と共同して設置した旨及び規約の告示	19
落札者等の公示	21
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	21
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	22
一般競争入札の執行(多機能型消防艇「まいしま」の修繕)	23
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	

帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定	26
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	28
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	28
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の再開	30
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退	30
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定	30
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	34
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	36
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退	38
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定	39
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更	40
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止	41
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の再開	42
生活保護法及びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の辞退	42
放置自動車の処理	43
道路法違反物件の除却	43
市道の区域変更	44
市道の供用開始	44
都島駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	46
福島駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	46
蒲生四丁目駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	47
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更	48
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	48
落札者等の公示	48
選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万 を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万を超える数に6	

分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを 合算して得た数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその 総数の3分の1の数	49
公 告	
一般競争入札の執行(中古帆船の売払い)	50
一般競争入札の執行(巽公園予定地自転車保管所古自転車等の 売払い)	52
建設局において使用する大阪市長印の新設	55
一般競争入札の執行(中古乗合自動車の売払い等)	56
大阪市職員共済組合組合会の招集	59
正 誤	
大阪市公報第5627号(平成25年6月7日)正誤表	60

公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪府市規制改革会議を他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として設置することにしました。
- 2 この条例は、公布の日(平成25年6月11日)から施行することにしました。
(平成25年大阪市条例第113号 政策企画室企画部政策調査担当)

公布された規則のあらまし

外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

- 1 日当及び食卓料の支給に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日(平成25年6月14日)から施行することにしました。
- 3 この規則による改正後の外国旅行の旅費に関する規則第3条第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日以後に出発する旅行から適用することにしました。

(平成25年大阪市規則第153号 人事室給与課)

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 利用料金の納付時期及び附属設備の利用料金の上限額を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成25年7月1日から施行することにしました。

(平成25年大阪市規則第154号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市立障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立障害者就労支援施設条例の一部改正に伴い、舞洲就労支援所に係

る指定管理者指定申請書の添付書類等を定めることにしました。

- 2 この規則は、平成25年7月1日から施行することにしました。

(平成25年大阪市規則第155号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 経済戦略局長の号給を決定する基準を定めることにしました。

- 2 この規則は、公布の日（平成25年6月14日）から施行し、平成25年6月1日から適用することにしました。

(平成25年大阪市人事委員会規則第14号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

公布された規程のあらまし

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 期末手当及び勤勉手当を支給しない職員の範囲並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止め等の事由を改めることにしました。
- 2 期末手当及び勤勉手当の不支給処分等の対象となる行為を行った期間の範囲等を定めることにしました。
- 3 この規程は、平成25年6月1日から施行することにしました。

(平成25年大阪市交通事業管理規程第59号 交通局事業管理本部職員部労務課)

大阪市交通局乗車券等委託発売規程の一部を改正する規程

- 1 天満橋及び西梅田の各駅構内定期券発売所の閉鎖に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規程は、平成25年6月1日から施行することにしました。

(平成25年大阪市交通事業管理規程第60号 交通局鉄道事業本部運輸部駅務課)

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設にともない規程を整備することにしました。
- 2 期末手当及び勤勉手当を支給しない職員の範囲を改めることにしました。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止め等の事由を改めることにしました。
- 4 離職者に対する期末手当及び勤勉手当の不支給処分に関し必要な事項を定めることにしました。
- 5 この規程は、平成25年6月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、平成25年4月13日から適用することにしました。

(平成25年大阪市水道事業管理規程第12号 水道局総務部職員課)

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 平成25年6月に職員に支給すべき期末手当及び勤勉手当を同月1日より前

に行われた停職の処分で同日以降にその期間の始期のあるものを受けた職員に支給しないことにしました。

- 2 この規程は、公布の日（平成25年5月31日）から施行することにしました。
（平成25年大阪市水道事業管理規程第13号 水道局総務部職員課）
大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 期末手当及び勤勉手当の支給にかかる支給制限制度を拡充することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、平成25年6月1日から施行することにしました。

（平成25年大阪市病院事業管理規程第19号 病院局総務部職員課）
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程等の一部を改正する規程

- 1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規程は、平成25年6月1日から施行することにしました。
（平成25年大阪市病院事業管理規程第20号 病院局総務部職員課）

条 例

次に掲げる条例を公布する。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

平成25年6月11日

大阪市長 橋 下 徹



大阪市条例第113号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表大阪府の項中

「

大阪府市医療戦略会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
------------	---

」

を
「

大阪府市規制 改革会議	本市及び大阪府の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪府市医療 戦略会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平25. 6. 11揭示済)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第153号

外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則

外国旅行の旅費に関する規則（平成19年大阪市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第3項」を「第21条第3項」に改める。

第3条第1項中「、日当」及び「、食卓料」を削り、「第11項」を「第9項」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

3 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第8条第1項及び第9条第1項中「第24条第2項」を「第21条第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の外国旅行の旅費に関する規則第3条第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日以後に出発する旅行から適用する。

大阪市規則第154号

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則（平成17年大阪市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「第11条の使用料の額」を「第14条第3項の市規則で定める金額」に改める。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1号中「条例第4条第4項に規定する」及び「（以下「指定管理者」という。）」を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（利用料金の納付時期）

第3条 条例第14条第1項に規定する利用料金は、条例第4条第4項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

大阪市規則第155号

大阪市立障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立障害者就労支援施設条例施行規則（昭和52年大阪市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「大阪市立此花作業指導所、大阪市立中央授産場又は大阪市立千里作業指導所」を「条例別表に掲げる施設」に改める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月14日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第14号

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の号給を決定する基準に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表号給別標準職務表ア 行政職給料表8級3号給共通の項中「政策企画室長」を「政策企画室長、経済戦略局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の号給を決定する基準に関する規則の規定は、平成25年6月1日から適用する。

企業管理規程

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年5月31日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第59号

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市交通事業管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第4号」を「第4号及び第5号」に改め、同条第1号中「第29条第1項」を「第29条」に、「処分」を「処分（以下「懲戒免職処分」という。）」に改め、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「次条第1項」を「次条第1項又は第2項」に、「差し止める処分」を「差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）」に、「当該処分」を「当該一時差止処分」に、「」で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮」を「以下同じ。」で、刑事事件（同項各号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間（第11条の2第1項及び第2項に規定する在職期間をいう。次条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し禁錮」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 次条第1項の規定により一時差止処分を受けた者で、当該支給日の前日までの行為に関し懲戒免職処分を受けたもの

第9条に次の5項を加える。

- 2 局長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で離職したものが対象期間（第11条の2第3項及び第4項に規定する対象期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）中に懲戒免職処分を受けるべき行為（対象期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと認めた場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該期末手当を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 局長は、前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 局長は、第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 6 局長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を大阪市公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第10条中第2項を削り、同条第1項第1号中「（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、局長が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

第10条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

局長は、支給日に期末手当を支給することとされている職員（次項に規定する職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- (3) 当該支給日の前日までに、局長が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由

があると思料するに至ったとき

第10条中第3項を次のように改める。

- 3 前条第5項及び第6項の規定は、前2項の規定による一時差止処分について準用する。

第10条第4項ただし書中「その者の在職期間中の行為に係る刑事事件」を「刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）」に改め、同項第1号中「者が」を「者について、」に、「なった」を「なった起訴又は」に、「禁錮以上の刑に処せられなかった」を「無罪の判決が確定した」に改め、同項第2号中「なった」を「なった起訴又は」に、「つき」を「つき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は」に、「場合」を「場合であって、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき」に改め、同項第3号中「がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件」を「について、刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）」に、「当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して」を「、かつ、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該一時差止処分を受けた日から」に改め、同条中第6項を削る。

第11条中「第9条」を「第9条第1項及び第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（支給制限等に係る在職期間等）

第11条の2 第9条及び第10条（これらの規定を前条において準用する場合を含む。以下同じ。）の在職期間は、給与規程の適用を受ける職員としての引き続きいた在職期間とする。

- 2 第6条第2項各号に掲げる者から引き続いて給与規程の適用を受ける職員となった者の当該各号に掲げる者としての引き続きいた在職期間は、第9条及び第10条の在職期間とみなす。

- 3 第9条及び第10条の対象期間は、給与規程の適用を受ける職員としての引き続きいた在職期間とする。

- 4 第6条第2項第1号に掲げる者から引き続いて給与規程の適用を受ける職員となった者の同項第1号に掲げる者としての引き続きいた在職期間は、第9条及び第10条の対象期間とみなす。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

（平25.5.31揭示済）

までの行為に関し懲戒免職処分を受けたもの
第29条の2に次の5項を加える。

- 2 局長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で離職したものが職員としての引き続いた在職期間（以下「対象期間」という。）中に懲戒免職処分を受けるべき行為（対象期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかかなものをいう。以下同じ。）をしたと認めた場合は、第28条第1項の規定にかかわらず、当該期末手当を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 局長は、前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 局長は、第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 6 局長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を大阪市公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第29条の3中第2項を削り、同条第1項第1号中「（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、局長が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき

第29条の3中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

局長は、支給日に期末手当を支給することとされている職員（次項に規定する職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- (3) 当該支給日の前日までに、局長が、その者について、その者の対象期間

中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

第29条の3中第3項を次のように改める。

- 3 前条第5項及び第6項の規定は、前2項の規定による一時差止処分について準用する。

第29条の3第4項ただし書中「その者の在職期間中の行為に係る刑事事件」を「刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）」に改め、同項第1号中「者が」を「者について、」に、「なつた」を「なつた起訴又は」に、「禁錮以上の刑に処せられなかつた」を「無罪の判決が確定した」に改め、同項第2号中「なつた」を「なつた起訴又は」に、「つき」を「つき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は」に、「場合」を「場合であつて、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき」に改め、同項第3号中「がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件」を「について、刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）」に、「当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して」を「、かつ、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該一時差止処分を受けた日から」に改め、同条中第6項を削る。

第29条の5を第29条の6とし、第29条の4中「前2条」を「前3条」に、「第29条の2」を「第29条の2第1項及び第2項」に改め、同条を第29条の5とし、第29条の3の次に次の1条を加える。

（期末手当の支給制限等に係る在職期間等）

第29条の4 第29条の2及び前条に規定する在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とする。

- 2 大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市水道事業管理規程第17号）第4条第2項各号に掲げる者から引き続いて職員となつた者の当該各号に掲げる者としての引き続いた在職期間は、第29条の2及び前条に規定する在職期間とみなす。

- 3 大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第4条第2項第1号に掲げる者から引き続いて職員となつた者の同号に掲げる者としての引き続いた在職期間は、対象期間とみなす。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程第3条第1項の規定は、平成25年4月13日から適用する。

（平25. 5. 31揭示済）

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年5月31日

大阪市水道局長 玉井得雄

大阪市水道事業管理規程第13号

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 平成25年6月に職員に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第2条第2号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは「職員及び基準日前に行われた停職の処分で当該基準日以降にその期間の始期のあるものを受けた職員」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平25. 5. 31揭示済）

大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年5月31日

大阪市病院局長 瀧藤伸英

大阪市病院事業管理規程第19号

大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第4号」を「第4号及び第5号」に改め、同条第1号中「第29条第1項」を「第29条」に、「処分」を「処分（以下「懲戒免職処分」という。）」に改め、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「次条第1項」を「次条第1項又は第2項」に、「差し止める処分」を「差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）」に、「当該処分」を「当該一時差止処分」に、「」で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮」を「以下同じ。）で、刑事事件（同項各号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し禁錮」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 次条第1項の規定により一時差止処分を受けた者で、当該支給日の前日までの行為に関し懲戒免職処分を受けたもの

第9条に次の5項を加える。

- 2 局長は、職員のうち支給日に期末手当を支給することとされていた職員で離職したものが対象期間（第14条第3項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）中に懲戒免職処分を受けるべき行為（対象期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと認めた場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該期末手当を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 局長は、前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 局長は、第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 6 局長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を大阪市公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第10条中第2項を削り、同条第1項第1号中「（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、局長が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

第10条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

局長は、支給日に期末手当を支給することとされている職員（次項に規定する職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度

の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

- (3) 当該支給日の前日までに、局長が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

第10条中第3項を次のように改める。

- 3 前条第5項及び第6項の規定は、前2項の規定による一時差止処分について準用する。

第10条第5項ただし書中「その者の在職期間中の行為に係る刑事事件」を「刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）」に改め、同項第1号中「者が」を「者について、」に、「なった」を「なった起訴又は」に、「禁錮以上の刑に処せられなかった」を「無罪の判決が確定した」に改め、同項第2号中「なった」を「なった起訴又は」に、「つき」を「つき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は」に、「場合」を「場合であって、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき」に改め、同項第3号中「がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件」を「について、刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）」に、「当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して」を「、かつ、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該一時差止処分を受けた日から」に改め、同条中第7項を削る。

第11条中「第9条」を「第9条第1項及び第2項」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（支給制限等に係る在職期間等）

第14条 第9条及び第10条（これらの規定を第11条において準用する場合を含む。以下同じ）に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける職員としての引き続きいた在職期間とする。

- 2 第6条第2項各号に掲げる者から引き続いて給与規程の適用を受ける職員（第6条第2項第4号に掲げる者から給与規程の適用を受ける職員となる場合にあっては、学術的専門的知識又は技術を必要とする職につくため給与規程第5条第2項第1号に規定する病院局企業職員給料表(1)の適用を受ける職員として特に招へいされた者のうち局長が定めるものに限る。）となった者の当該各号に掲げる者としての引き続きいた在職期間は、第9条及び第10条に規定する在職期間とみなす。

- 3 第9条第2項（第11条において準用する場合を含む。）の対象期間は、給与規程の適用を受ける職員としての引き続きいた在職期間とする。

- 4 第6条第2項第1号に掲げる者から引き続いて給与規程の適用を受ける職員となった者の同号に掲げる者としての引き続きいた在職期間は、対象期間と

みなす。

附 則

この改正規程は、平成25年6月1日から施行する。

(平25. 5. 31揭示済)



非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成25年5月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第20号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程等の一部を改正する規程

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成21年大阪市病院事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第18条」に改める。

(大阪市病院局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 大阪市病院局臨時的任用職員の給与に関する規程(平成21年大阪市病院事業管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

この改正規程は、平成25年6月1日から施行する。

(平25. 5. 31揭示済)

告 示

大阪市告示第777号の2

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月31日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年6月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種類	場所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	西成区太子1丁目3番先
2	普通自動車 (スバル 灰色)	西成区萩之茶屋2丁目1番先

(建設局管理部路政課)

(平25. 5. 31揭示済)

大阪市告示第779号

人事委員会委員 西村 捷三 の任期満了に伴う後任委員として、本日次の者を任命した。

平成25年6月3日

大阪市長 橋 下 徹

西 村 捷 三

(人事室人事課)

(平25. 6. 3 揭示済)

大阪市告示第780号

固定資産評価審査委員会委員 今井 俊夫 他1名の任期満了に伴う後任委員として、本日次の者を任命した。

平成25年6月3日

大阪市長 橋 下 徹

筑 波 幸一郎

宇 仁 美 咲

(人事室人事課)

(平25. 6. 3 揭示済)

大阪市告示第780号の2

平成25年大阪市告示第737号（平成24年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況の公表）の一部を次のように訂正する。

平成25年6月5日

大阪市長 橋 下 徹

1 (7) カの項中「生徒」を「教え子」に訂正する。

(総務局監察部監察課)

(平25. 6. 5 揭示済)

大阪市告示第813号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、次のとおり規約を定め、平成25年6月11日付けで大阪府市規制改革会議を大阪府と共同して設置したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

大阪府市規制改革会議共同設置規約

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「関係府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、関係府市の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善について検討するため、会議を共同して設置する。

(名称)

第2条 前条の会議は、大阪府市規制改革会議（以下「規制改革会議」という。）という。

(執務場所)

第3条 規制改革会議の執務場所は、大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁内とする。

(所掌事務)

第4条 規制改革会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関係府市の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善についての調査審議に関すること。
- (2) その他関係府市の長が指定する事項に関すること。

(組織)

第5条 規制改革会議は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第6条 規制改革会議の委員は、関係府市の長が協議により定める候補者について、大阪府知事が選任する。

2 大阪府知事は、規制改革会議の委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ大阪市長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 規制改革会議の委員の任期は、1年以内とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第8条 規制改革会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、規制改革会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 規制改革会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 規制改革会議の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 規制改革会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(負担金)

第10条 規制改革会議に要する経費は、関係府市が負担し、当該負担すべき額は、関係府市の長の協議により定めるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係府市の長が協議して定める。

(予算)

第11条 規制改革会議に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第12条 大阪府知事は、規制改革会議に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を大阪市長に報告しなければならない。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第13条 大阪府は、規制改革会議の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪府が制定し、又は改廃したときは、大阪市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第14条 規制改革会議の庶務は、大阪府において行う。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、規制改革会議の所掌事務に関し必要な事項は、関係府市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係府市の条例の規定により規制改革会議が置かれる日から施行する。

(政策企画室企画部政策調査担当)

大阪市告示第814号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年 6月14日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

- ◎ 契約担当（所在地）
 - ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）
 - ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由
- ◎ 経済戦略局総務部総務課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階）
 - ①大阪城天守閣展示用資料 買入（上杉謙信書状 10月13日付 織田尾張守宛ほか9点） ②随意 ③25. 3. 11 ④株式会社思文閣出版 京都府京都市左京区田中関田町2番地の7 ⑤28,000,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(b)
 - ①大阪歴史博物館 朝鮮通信使資料 買入（「龍図屏風」ほか4点） ②随意 ③25. 3. 11 ④公益財団法人大阪市博物館協会 大阪市中央区大手前4丁目1番32号 ⑤30,000,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(b)

（経済戦略局総務部総務課）

大阪市告示第815号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年 6月14日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年 5月20日
名 称	特定非営利活動法人あそーと
代表者の氏名	石原 昂侑
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区柴島3丁目3番10号リーブル柴島

	103号
定款に記載された目的	この法人は、障がい者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業を行い、地域社会の福祉の増進を行い、もって広く公益に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年5月21日
名 称	特定非営利活動法人障がい児・者自立生活支援協議会
代表者の氏名	溝辺 力哉
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区昭和町1丁目5番27号フェニックス昭和町ビル10階
定款に記載された目的	この法人は、障がいのある人たちが、自立し、自分らしく充実した人生を送れる社会の実現を図れるように、障がいのある人たちの自立生活には不可欠な支援者の育成や研修、及び障がいのある人たちの余暇の充実を目的とした行事の企画や運営をすることで、社会福祉に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年5月24日
名 称	特定非営利活動法人ASLINX
代表者の氏名	鈴木 京兵
主たる事務所の所在地	大阪市西淀川区百島1丁目3番20号
定款に記載された目的	この法人は、世界中の被災者・孤児・難病患者達に募金活動で集めたお金や物資を送り、また、被災地でボランティア活動を行うことにより、全ての人々が平和で健康に暮らせるように支援することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第816号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年5月24日
名 称	特定非営利活動法人ポートさきしま
代表者の氏名	佐野 晃文
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区南港中3丁目2番36号
定款に記載された目的	この法人は、障がい者に対して、日中活動支援や外出支援など、生活していくための地域生活支援事業及び地域との交流事業を行うとともに、これらを支援する人材を育成することにより、ノーマライゼーションの理念を実現することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年5月24日
名 称	特定非営利活動法人維新会
代表者の氏名	大橋 正伸
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区難波中3丁目1番13号なんば西島ビル2F
定款に記載された目的	この法人は、全ての夢と志を持つ人々に対して、講演会、研修会、勉強会、交流会、セミナー等の各種企画イベント事業等を行うことにより、各自が精神と技術を向上し、相互の交流と支援を通じて夢と志の実現を図り、もって、仕事、人間関係、家族関係のあり方を再発見し、地域社会の文化的、経済的活性化に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第817号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 修繕物品及び数量

多機能型消防艇「まいしま」 一式

(電子入札対象案件)

- (2) 修繕物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成25年11月29日(金)まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年6月28日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「39:船舶・航空機・鉄道」で登録していること
- (5) 当該修繕船舶又はこれと類似する船舶と同程度規模の修繕実績を有すること
- (6) 当該船舶の修繕が可能な設備能力を有していること
- (7) 第7平水区域内に、船渠等修繕設備を設けていること、又は借り受け船渠を確保できること
- (8) 故障発生時等緊急時における連絡体制と、派遣体制(提携業務者も含む)が確保されていること
- (9) 造船法(昭和25年法律第129号)第6条に規定する事業の届出又は、小型造船業法(昭和41年法律第119号)第4条に規定する登録を受けていることの証明書もしくはそれに代わる事項証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成25年6月28日(金)まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成25年6月28日(金)午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成25年8月7日(水)から同月8日(木)まで

の午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成25年8月9日（金）午前11時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年8月9日（金）午前11時から午前11時30分まで

② 開札予定日時 平成25年8月9日（金）午前11時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年8月8日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年6月28日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be repaired:

Various functions type fireboat 1boat

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 28 June 2013

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 7 August 2013 to 5:00PM, 8 August 2013

- ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 9 August 2013

- ③ by post: 5:00PM, 8 August 2013

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

- ①名称 ②所在地 ③指定年月日

- ①深田内科医院 ②大阪市北区梅田1丁目2番2号 ③平成25年3月1日

- ①フェスティバルタワー・クリニック ②大阪市北区中之島2丁目3番18号

- ③平成25年4月1日

- ①なかえびえ整形外科 ②大阪市福島区海老江5丁目6番11号 ③平成25年4月1日

- ①石橋クリニック ②大阪市西区南堀江2丁目13番2号 ③平成25年4月1日

- ①希咲クリニック ②大阪市淀川区十三東2丁目7番8号 ③平成25年4月1日

- ①あおばおうちクリニック ②大阪市旭区森小路1丁目11番10号 ③平成25年

4月1日

- ①櫛原医院 ②大阪市西成区天下茶屋2丁目7番6号 ③平成25年3月1日
- ①心斎橋デンタルクリニック ②大阪市中央区南船場4丁目5番8号 ③平成25年4月1日
- ①田中歯科医院 ②大阪市中央区南久宝寺町1丁目7番15号 ③平成25年3月1日
- ①ふじもと歯科クリニック ②大阪市中央区瓦屋町1丁目7番31号 ③平成25年4月1日
- ①天野歯科医院 ②大阪市西区九条2丁目21番10号 ③平成25年3月8日
- ①みなと通り歯科クリニック ②大阪市港区磯路1丁目1番1号 ③平成25年3月7日
- ①かずデンタルクリニック ②大阪市淀川区西三国4丁目1番1号 ③平成25年4月1日
- ①しみず歯科クリニック ②大阪市東淀川区豊里7丁目33番7号 ③平成25年4月1日
- ①つつみした歯科 ②大阪市東淀川区菅原6丁目19番4号 ③平成25年4月22日
- ①くぜ歯科医院 ②大阪市東成区大今里南1丁目2番8号 ③平成25年4月8日
- ①桃谷歯科 ②大阪市生野区桃谷1丁目11番28号 ③平成25年3月1日
- ①高津歯科医院 ②大阪市旭区生江2丁目6番5号 ③平成25年4月1日
- ①エフスデンタルクリニック ②大阪市住之江区南港北1丁目17番19号 ③平成25年3月5日
- ①フラワー歯科 ②大阪市住吉区荻田3丁目6番3号 ③平成25年4月1日
- ①樋口歯科医院 ②大阪市東住吉区駒川4丁目2番16号 ③平成25年4月1日
- ①ひだまり歯科クリニック ②大阪市東住吉区鷹合2丁目17番8号 ③平成25年4月1日
- ①駅クオール薬局 JR大阪店 ②大阪市北区梅田3丁目1番1号 ③平成25年4月1日
- ①クオール薬局 中之島店 ②大阪市北区中之島2丁目3番18号 ③平成25年4月1日
- ①森ノ宮ステーション薬局 ②大阪市中央区森ノ宮中央1丁目1番30号 ③平成25年4月1日
- ①薬局マツモトキヨシあべのキューズタウン店 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目6番1号 ③平成25年4月1日
- ①訪問看護ステーション ルーブル ②大阪市中央区道頓堀1丁目東2番6号 ③平成25年4月1日
- ①アクト訪問看護ステーション ②大阪市鶴見区諸口5丁目2番12号 ③平成25年4月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①京橋クリニック ②大阪市都島区東野田町2丁目9番12号 ③平成25年4月1日

①武井クリニック ②大阪市都島区都島南通1丁目20番13号 ③平成25年4月1日

①くりにつくおがた ②大阪市中央区今橋3丁目2番17号 ③平成25年4月1日

①大阪掖済会病院 ②大阪市西区本田2丁目1番10号 ③平成25年4月1日

①あおきクリニック ②大阪市天王寺区大道1丁目8番15号 ③平成25年3月1日

①小山病院 ②大阪市東住吉区今林2丁目2番1号 ③平成25年4月1日

①堂島ふるる薬局 ②大阪市北区堂島2丁目4番27号 ③平成25年3月1日

①北浜ふるる薬局 ②大阪市中央区高麗橋1丁目7番3号 ③平成25年3月1日

①訪問看護ステーション 癒の道 ②大阪市淀川区十三東1丁目17番13号 ③平成25年3月1日

①エルケア訪問看護ステーション ②大阪市東淀川区東中島1丁目7番23号 ③平成25年3月1日

①トム・ソーヤ訪問看護ステーション ②大阪市旭区新森3丁目3番31号 ③平成24年12月1日

①藍訪問看護ステーション ②大阪市西成区花園南2丁目5番5号 ③平成25年2月25日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①インフュージョン（点滴）クリニック ②大阪市北区堂山町4番6号 ③平成25年4月30日

①菅本医院 ②大阪市北区中津4丁目5番6号 ③平成25年3月31日

①堀木整形外科・外科 ②大阪市北区中之島6丁目2番27号 ③平成25年3月31日

①笠井医院 ②大阪市大正区北村2丁目5番10号 ③平成25年3月31日

①田中内科 ②大阪市東淀川区下新庄1丁目12番29号 ③平成25年3月22日

①幸人会クリニック ②大阪市生野区田島6丁目2番26号 ③平成25年1月1日

①新くだら診療所 ②大阪市生野区林寺4丁目5番9号 ③平成25年3月31日

①埜村医院 ②大阪市平野区平野上町1丁目1番3号 ③平成24年11月30日

①櫛原医院 ②大阪市西成区天下茶屋2丁目7番9号 ③平成25年2月28日

①岡齒科医院 ②大阪市中央区千日前1丁目9番6号 ③平成25年2月28日

①田中齒科医院 ②大阪市中央区南久宝寺町1丁目7番15号 ③平成25年2月28日

①天野齒科医院 ②大阪市西区九条2丁目21番10号 ③平成25年3月7日

①土橋齒科医院 ②大阪市港区市岡元町2丁目3番7号 ③平成25年3月31日

①桃谷齒科 ②大阪市生野区桃谷2丁目24番29号 ③平成25年2月28日

①高津齒科医院 ②大阪市旭区生江2丁目6番5号 ③平成25年2月18日

①ファーマシーやすだ薬局 ②大阪市西区新町3丁目15番6号 ③平成25年3月31日

①カンバラ薬局 ②大阪市大正区平尾4丁目3番2号 ③平成25年4月10日

①上本町中央薬局 ②大阪市天王寺区上本町6丁目3番31号 ③平成25年3月31日

①中央薬局 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町3番4号 ③平成25年3月31日

①訪問看護ステーション しおん ②大阪市天王寺区生玉町12番1号 ③平成25年1月31日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③再開年月日

①井上歯科医院 ②大阪市中央区日本橋1丁目18番3号 ③平成25年4月1日
(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地③辞退年月日

①まつえファミリークリニック ②大阪市西成区松3丁目2番9号 ③平成25年3月31日

①西山歯科医院 ②大阪市旭区清水2丁目7番3号 ③平成25年3月31日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①居宅介護支援という ②大阪府中央区安土町1丁目6番22-905号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）

①リハビリデイすずらん市岡 ②大阪府港区市岡元町1丁目3番10号 ③通所介護（平成25年1月1日） 介護予防通所介護（平成25年1月1日）

①ビッキー介護センター ②大阪府天王寺区勝山2丁目13番1号 ③訪問介護（平成25年3月1日）

①デイサービスぽっぽ ②大阪府浪速区戎本町1丁目7番5号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）

①あうん下新庄 ②大阪府東淀川区下新庄4丁目15番13号 ③訪問介護（平成25年1月1日） 通所介護（平成25年3月1日） 居宅介護支援（平成25年1月1日） 介護予防訪問介護（25年1月1日） 介護予防通所介護（25年3月1日）

①STY訪問看護ステーション ②大阪府東淀川区下新庄4丁目20番20-101号 ③訪問看護（平成25年4月1日） 居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防訪問看護（平成25年4月1日）

①北野介護支援こもも ②大阪府東淀川淡路4丁目5番4号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）

①リハビリデイサービスプラス菅原 ②大阪府東淀川区菅原7丁目3番13号 ③通所介護（平成25年3月1日） 介護予防通所介護（平成25年3月1日）

①あいケア24 ②大阪府東成区大今里3丁目2番37号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 介護予防訪問介護（平成25年3月1日）

①アクティブデイサービスリハカフェ東成 ②大阪府東成区大今里南1丁目5番12号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）

①アクティブ訪問看護ステーション大阪 ②大阪府東成区大今里南1丁目5番12号 ③訪問看護（平成25年4月1日） 介護予防訪問看護（平成25年4月1日）

①あすなろ ②大阪府東成区中道4丁目1番7-201号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①クレール東成ヘルパーセンター ②大阪府東成区東中本3丁目20番21号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①ケアプランセンターはるひ ②大阪府東成区中道2丁目25番12号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）

- ①今里ケアセンター ②大阪市生野区新今里4丁目3番23号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 介護予防訪問介護（平成25年3月1日）
- ①心楽 ②大阪市生野区巽中3丁目16番2号 ③福祉用具貸与（平成25年4月1日） 特定福祉用具販売（平成25年4月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年4月1日）
- ①グループホームみのり苑デイサービスセンター ②大阪市生野区巽中2丁目14番1号 ③認知症対応型通所介護（平成25年4月1日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成25年4月1日）
- ①ケアサポートこーりん ②大阪市生野区新今里3丁目8番15号-105号 ③訪問介護（平成25年3月1日）
- ①ケアセンター笑（えみ） ②大阪市生野区新今里4丁目3番25号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①アーカスケアセンター野江 ②大阪市城東区野江2丁目20番18号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）
- ①ヴィヴィッドライフ ②大阪市城東区永田4丁目3番3-101号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 居宅介護支援（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①ケアサービスシービーわーど ②大阪市城東区今福西3丁目11番17号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①アクト訪問看護ステーション ②大阪市鶴見区諸口5丁目2番12-101号 ③訪問看護（平成25年4月1日） 介護予防訪問看護（平成25年4月1日）
- ①NPO法人ゆうかり鶴見ケアプランセンター ②大阪市鶴見区鶴見1丁目2番6-101号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）
- ①花ケアプランセンター ②大阪市鶴見区鶴見4丁目1番6-101号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①デイサービス小蝶住吉 ②大阪市住之江区浜口東3丁目7番10号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）
- ①わかりハビリ訪問看護ステーション ②大阪市住之江区御崎2丁目5番1号 ③訪問看護（平成25年4月1日） 介護予防訪問看護（平成25年4月1日）
- ①ケア21あびこ ②大阪市住吉区荻田5丁目15番18-201号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①恵愛会クリニック畑森ケアプランセンター ②大阪市住吉区山之内2丁目9番11-201号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）
- ①ケアプランサービスたいよう ②大阪市東住吉区中野4丁目12番7号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①ケアプランセンタートラストマインド東住吉 ②大阪市東住吉区東田辺3丁目26番30号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①そうせいデイ湯里 ②大阪市東住吉区中野4丁目12番26号 ③通所介護（平成25年3月1日） 介護予防通所介護（平成25年3月1日）
- ①デイサービスセンターはるか・かのん ②大阪市東住吉区田辺4丁目2番15

- 号 ③通所介護（平成25年3月1日） 介護予防通所介護（平成25年3月1日）
- ①ひかりリハビリデイサービス ②大阪市東住吉区中野2丁目3番1号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）
- ①介護老人保健施設ながよし苑 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目8番5号 ③通所リハビリテーション（平成25年4月1日） 短期入所療養介護（平成25年4月1日） 介護予防短期入所療養介護（平成25年4月1日） 介護老人保健施設（平成25年4月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成25年4月1日）
- ①株式会社ヒューマンハート ②大阪市平野区平野南4丁目1番19号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 介護予防訪問介護（平成25年3月1日）
- ①かわなべ健康倶楽部 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③小規模多機能型居宅介護（平成25年4月1日） 介護予防小規模多機能型居宅介護（平成25年4月1日）
- ①かわなべさわやかデイサービス ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）
- ①ながよし苑北ケアセンター ②大阪市平野区平野馬場2丁目5番24号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①ながよし苑居宅介護支援事業所 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①訪問介護ながよし苑 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①訪問介護ながよし苑北 ②大阪市平野区平野馬場2丁目5番24号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①訪問介護メルシーステーション ②大阪市平野区平野本町2丁目9番6-201号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①おはぎ ②大阪市西成区千本北2丁目8番7号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①介護センター笑顔 ②大阪市西成区天下茶屋2丁目16番2号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①介護センターベルファイン ②大阪市西成区花園北1丁目3番8-103号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①介護ハウス・ルネ ②大阪市西成区聖天下1丁目8番14号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①クレールヘルパーセンター ②大阪市西成区梅南3丁目4番25号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①ヘルパーステーションふうさん ②大阪市西成区岸里1丁目4番12号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①リハビリデイサービス大きな手・岸里 ②大阪市西成区千本中1丁目3番22号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）
- ①早稲田イーライフ岸里 ②大阪市西成区千本北1丁目2番12号 ③通所介護

(平成25年4月1日) 介護予防通所介護 (平成25年4月1日)
(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①訪問介護有限会社サンスマイル ②（旧）：大阪市都島区都島南通2丁目1番11号 （新）：大阪市都島区都島南通2丁目6番18-201号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①アーチャイフケア大阪中央 ②（旧）：大阪府中央区谷町3丁目1番24-505号 （新）：大阪府中央区南新町1丁目1番1号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 居宅介護支援（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①イチローデイサービス ②大阪府中央区谷町3丁目5番5号 ③通所介護（平成25年3月22日） 介護予防通所介護（平成25年3月22日）

①さくら・介護ステーションまっちゃ町 ②（旧）：大阪府中央区谷町6丁目15番17号 （新）：大阪府中央区谷町7丁目6番14号 ③訪問介護（平成25年1月1日） 介護予防訪問介護（平成25年1月1日）

①さくら支援ステーションまっちゃ町 ②（旧）：大阪府中央区谷町6丁目15番17号 （新）：大阪府中央区谷町7丁目6番14号 ③居宅介護支援（平成25年1月1日）

①介護センターアルゴ ②（旧）：大阪府西区江戸堀3丁目3番1号 （新）：大阪府西区靱本町3丁目6番8号 ③訪問介護（平成24年7月24日） 居宅介護支援（平成24年7月24日） 介護予防訪問介護（平成24年7月24日）

①ケアセンターライフ淀川 ②（旧）：大阪府淀川区西中島4丁目4番25-1002号 （新）：大阪府淀川区木川西3丁目3番12号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 介護予防訪問介護（平成25年3月1日）

①（旧）：ホームヘルプセンター加寿苑 （新）：ヘルパーステーショントレフル ②（旧）：大阪府淀川区加島1丁目34番8号 （新）：大阪府淀川区加

島4丁目16番34号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①訪問看護ステーション癒の道 ②（旧）：大阪市淀川区十三東1丁目17番13-401号（新）：大阪市淀川区十三東1丁目17番13-202号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 訪問看護（平成25年3月1日） 居宅療養管理指導（平成25年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年3月1日） 介護予防訪問看護（平成25年3月1日）

①淡路ケアプランセンター ②（旧）：大阪市東淀川区東淡路1丁目5番51号（新）：大阪市東淀川区東淡路3丁目5番32-103号 ③居宅介護支援（平成24年7月16日）

①淡路福祉サービスステーションベラミ ②（旧）：大阪市東淀川区東淡路1丁目5番51号（新）：大阪市東淀川区東淡路3丁目5番32-103号 ③訪問介護（平成24年7月16日） 介護予防訪問介護（平成24年7月16日）

①（旧）：エルケア淀川訪問看護ステーション（新）：エルケア訪問看護ステーション ②大阪市東淀川区東中島1丁目7番23号 ③訪問看護（平成25年3月1日） 介護予防訪問看護（平成25年3月1日）

①へるぱーすてーしょん テンダー ②（旧）：大阪市東淀川区豊新3丁目22番8-203号（新）：大阪市東淀川区豊新1丁目20番21号 ③訪問介護（平成24年3月1日） 介護予防訪問介護（平成24年3月1日）

①デイサービスセンターグローバル今里 ②大阪市東成区大今里3丁目9番7号 ③通所介護（平成24年5月20日） 介護予防通所介護（平成24年5月20日）

①ケアプランセンターグローバル ②（旧）：大阪市生野区田島1丁目1番25号（新）：大阪市生野区田島1丁目15番2号 ③居宅介護支援（平成24年5月20日）

①ヘルパーセンターグローバル ②（旧）：大阪市生野区田島1丁目1番25号（新）：大阪市生野区田島1丁目15番2号 ③訪問介護（平成24年5月20日） 介護予防訪問介護（平成24年5月20日）

①特定非営利活動法人 ぱんの木 ②（旧）：大阪市鶴見区放出東3丁目13番13号（新）：大阪市鶴見区放出東3丁目3番22号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①のんびれっ家 ②大阪市住吉区長居2丁目5番21号 ③通所介護（平成25年2月1日） 介護予防通所介護（平成25年2月1日）

①（旧）：親和リフォーム（新）：レンタル花・花 ②大阪市住吉区殿辻2丁目7番1号 ③福祉用具貸与（平成25年3月1日） 特定福祉用具販売（平成25年3月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年3月1日）

①西中ケアプランセンター ②（旧）：大阪市東住吉区湯里5丁目10番22号（新）：大阪市東住吉区湯里5丁目9番21号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）

①西中ヘルパーステーション ②（旧）：大阪市東住吉区湯里5丁目10番22号

(新) : 大阪市東住吉区湯里5丁目9番21号 訪問介護(平成25年3月1日) 介護予防訪問介護(平成25年3月1日)

ピュアケアステーション (旧) : 大阪市東住吉区北田辺6丁目16番21号

(新) : 大阪市東住吉区南田辺5丁目18番10号 訪問介護(平成25年3月10日) 介護予防訪問介護(平成25年3月10日)

エクセレントケア (旧) : 大阪市平野区长吉六反1丁目2番3号 (新) : 大阪市平野区长吉六反1丁目2番9号 訪問介護(平成24年10月1日) 通所介護(平成24年10月1日) 居宅介護支援(平成24年10月1日) 介護予防訪問介護(平成24年10月1日) 介護予防通所介護(平成24年10月1日)

介護センターかわむら (旧) : 大阪市平野区平野東2丁目8番8号

(新) : 大阪市平野区平野本町4丁目14番19号 訪問介護(平成25年3月1日) 介護予防訪問介護(平成25年3月1日)

小規模多機能ホームエクセレントケア (旧) : 大阪市平野区长吉六反1丁目2番3号 (新) : 大阪市平野区长吉六反1丁目2番9号 小規模多機能型居宅介護(平成24年10月1日)

(旧) : 藍訪問看護ステーション岸里 (新) : 藍訪問看護ステーション

(旧) : 大阪市西成区潮路1丁目9番19-608号 (新) : 大阪市西成区花園南2丁目5番5号 訪問看護(平成25年2月25日) 介護予防訪問看護(平成25年2月25日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第825号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

名称 所在地 介護機関種別(廃止年月日)

とみやま調剤薬局 大阪市都島区中野町4丁目8番19号 居宅療養管理指導(平成25年3月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成25年3月31日)

ベルハートケアセンター大正 大阪市大正区小林西2丁目9番1号 訪問介護(平成25年4月30日) 介護予防訪問介護(平成25年4月30日)

あっとほ～む介護センター花園 大阪市浪速区恵美須西3丁目2番16号

- ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）
- ①アピス薬局西中島店 ②大阪市淀川区西中島4丁目5番24号 ③居宅療養管理指導（平成25年1月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年1月31日）
- ①クレール東成ヘルパーセンター ②大阪市東成区東中本3丁目20番21号ー101号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）
- ①幸人会クリニック ②大阪市生野区田島6丁目2番26号 ③訪問看護（平成25年1月1日） 居宅療養管理指導（平成25年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年1月1日） 介護予防訪問看護（平成25年1月1日）
- ①福祉用具心楽 ②大阪市生野区巽中3丁目16番2号 ③福祉用具貸与（平成25年3月31日） 特定福祉用具販売（平成25年3月31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年3月31日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年3月31日）
- ①アーカスケアセンター野江 ②大阪市城東区野江2丁目20番18号 ③通所介護（平成25年3月31日）
- ①介護24城東 ②大阪市城東区永田2丁目17番17ー307号 訪問介護（平成24年6月30日） 介護予防訪問介護（平成24年6月30日）
- ①ベストライフ関目居宅介護支援事業所 ②大阪市城東区関目2丁目13番3号 ③居宅介護支援（平成25年2月28日）
- ①ベストライフ関目訪問介護事業所 ②大阪市城東区関目2丁目13番3号 ③訪問介護（平成24年10月1日） 介護予防訪問介護（平成24年10月1日）
- ①アサヒサンクリーン在宅介護センター鶴見 ②大阪市鶴見区諸口2丁目14番13ー115号 ③居宅介護支援（平成25年3月31日）
- ①コープ放出デイサービス ②大阪市鶴見区放出東1丁目28番21号 ③認知症対応型通所介護（平成25年3月31日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成25年3月31日）
- ①すずらん・放出ヘルパーステーション ②大阪市鶴見区放出東1丁目28番21号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）
- ①浅香診療所 ②大阪市住吉区浅香1丁目6番31号 ③訪問看護（平成25年3月31日） 訪問リハビリテーション（平成25年3月31日） 居宅療養管理指導（平成25年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年3月31日） 介護予防訪問看護（平成25年3月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成25年3月31日）
- ①ケアステーションチューリップ ②大阪市住吉区我孫子5丁目14番7ー101号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）
- ①スーパーコートケアプランセンター ②大阪市住吉区长居1丁目14番29ー200号 ③居宅介護支援（平成25年3月31日）
- ①ヒューマンライフケアあびこ ②大阪市住吉区苅田5丁目17番17ー106号 ③訪問介護（平成25年2月28日） 居宅介護支援（平成25年2月28日） 介護予防訪問介護（平成25年2月28日）
- ①スーパーコート福祉用具事業所 ②大阪市東住吉区西今川3丁目15番10ー201

号 福祉用具貸与（平成25年2月28日） 特定福祉用具販売（平成25年2月28日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年2月28日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年2月28日）

①介護老人保健施設ながよし苑 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目8番5号 ③通所リハビリテーション（平成25年3月31日） 短期入所療養介護（平成25年3月31日） 介護予防短期入所療養介護（平成25年3月31日） 介護老人保健施設（平成25年3月31日） 介護予防通所リハビリテーション（平成25年3月31日）

①ながよし苑居宅介護支援事業所 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③居宅介護支援（平成25年3月31日）

①かわなべ健康倶楽部 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③小規模多機能型居宅介護（平成25年3月31日） 介護予防小規模多機能型居宅介護（平成25年3月31日）

①かわなべさわやかデイサービス ②大阪市平野区長吉川辺3丁目7番27号 ③通所介護（平成25年3月31日） 介護予防通所介護（平成25年3月31日）

①ながよし苑北ケアセンター ②大阪市平野区平野馬場2丁目5番24号 ③居宅介護支援（平成25年3月31日）

①温もり ②大阪市平野区平野西6丁目3番9号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 介護予防訪問介護（平成25年3月1日）

①訪問介護ながよし苑 ②大阪市平野区長吉川辺3丁目8番6号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）

①訪問介護ながよし苑北 ②大阪市平野区平野馬場2丁目5番24号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）

①クレールヘルパーセンター ②大阪市西成区梅南3丁目4番25号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、指定介護機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（辞退年月日）

①介護のトマトハウス ②大阪市平野区加美北6丁目15番24号 ③訪問介護
（平成25年3月31日） 居宅介護支援（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護
（平成25年3月31日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①福原 真一郎 ②マッサージ和み ③大阪市北区西天満3丁目1番6号 ④
平成25年4月1日

①前岩 初実 ②（往療専門） ③大阪市北区菅原町2番6-501号 ④平成
25年3月29日

①藤原康平 ②ふじわら整骨院 ③大阪市此花区伝法4丁目3番40号 ④平成
25年4月8日

①岡田 祥子 ②ひとやすみマッサージ治療院 ③大阪市西区西本町1丁目10
番10-212号 ④平成25年4月9日

①古川 雄介 ②ひとやすみマッサージ治療院 ③大阪市西区西本町1丁目10
番10-212号 ④平成25年4月9日

①柴村 明德 ②柴村整骨院 ③大阪市西区靱本町2丁目4番7-201号 ④
平成25年4月10日

①金沢 充倫 ②LoGGia整骨院 ③大阪市港区波除3丁目5番17号 ④平成25
年4月1日

①徳田 富雄 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市天王寺区味原町2番10-102号
④平成25年4月1日

①内藤 順一 ②たいよう針灸治療院 ③大阪市西淀川区佃2丁目1番32-205
号 ④平成25年4月8日

①本多 悦男 ②たいよう針灸治療院 ③大阪市西淀川区佃2丁目1番32-205
号 ④平成25年4月8日

①山本 共弘 ②ヒロ整骨院 ③大阪市西淀川区佃2丁目5番32号 ④平成25

年3月13日

①堀田 侑平 ②だるま接骨院 ③大阪市東淀川区豊里4丁目14番6-103号
④平成25年4月1日

①島本 恭代子 ②杓谷接骨院 ③大阪市東成区玉津2丁目21番19号 ④平成
25年3月1日

①村田 渉 ②ハートフル整骨院 ③大阪市生野区鶴橋2丁目17番15号 ④平
成25年4月1日

①守川 洋 ②メグミ整骨院 ③大阪市生野区鶴橋4丁目13番10号 ④平成25
年4月1日

①葭谷 光平 ②よしたに整骨院 ③大阪市生野区巽東2丁目10番2-105号
④平成25年3月27日

①藤田 健人 ②マックス整骨院 ③大阪市城東区諏訪4丁目7番24-102号
④平成25年3月1日

①甲斐 典睦 ②なる鍼灸院 ③大阪市阿倍野区西田辺町1丁目21番5号 ④
平成25年4月1日

①中屋敷 哲也 ②たいよう整骨院 ③大阪市住吉区南住吉1丁目15番10-102
号 ④平成25年3月1日

①東野 隆弘 ②森山鍼灸院 ③大阪市住吉区长居東4丁目12番23-105号
④平成25年3月21日

①古谷 徹 ②ふるたに整骨院 ③大阪市住吉区墨江3丁目16番3号 ④平成
25年3月1日

①松尾 大介 ②松尾泰向堂治療院 ③大阪市住吉区苅田8丁目10番8-503
号 ④平成25年4月4日

①楠井 憲有 ②あいの訪問マッサージサービス ③大阪市東住吉区田辺1丁
目9番12号 ④平成25年4月1日

①神谷 文雄 ②佐原鍼灸整骨院 ③大阪市平野区平野宮町1丁目2番7号
④平成25年4月1日

①小林 安隆 ②メディケア平野はりきゅうあんま療養部 ③大阪市平野区加
美西1丁目18番22号 ④平成25年3月1日

①溝渕 文則 ②リーヴマッサージ治療院 ③大阪市平野区平野南1丁目5番
25号 ④平成25年3月4日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者

から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①(旧)：上杉 明子 (新)：金治 明子 ②千寿治療院 ③大阪市東住吉区駒川3丁目14番2号 ④平成25年3月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第829号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①桑田健生 ②ハートフル整骨院 ③大阪府中央区西心斎橋1丁目1番13号 ④平成25年2月22日

①田中 郁夫 ②田中整骨院 ③大阪府天王寺区餌差町15番10号 ④平成25年3月31日

①竹谷 貴博 ②メグミ整骨院 ③大阪府生野区鶴橋4丁目13番10号 ④平成25年3月31日

①藤田 健人 ②藤田整骨院 ③大阪府城東区諏訪3丁目15番19-301号 ④平成25年2月28日

①甲斐 典睦 ②(往療専門) ③大阪府鶴見区焼野2丁目南6番11-101号 ④平成25年3月31日

①喜多 繁 ②きた整骨院 ③大阪府住之江区御崎5丁目2番5号 ④平成25年3月31日

①吉井 利維 ②吉井整骨院 ③大阪府住之江区住之江1丁目4番47号 ④平成25年3月24日

①日下 絵美 ②鍼灸按摩マッサージ院 つむぎ ③大阪府住吉区東粉浜3丁目9番15号 ④平成25年3月31日

①原 隆博 ②たいよう整骨院 ③大阪府住吉区南住吉1丁目15番10-102号

④平成24年5月31日

①大石 泰男 ②ろくたん鍼灸院 ③大阪市平野区長吉六反4丁目2番52号

④平成25年3月31日

①西岡 裕司 ②ろくたん整骨院 ③大阪市平野区長吉六反4丁目2番52号

④平成25年3月31日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④再開年月日

①井上 正山 ②井上指圧鍼灸接骨院 ③大阪市淀川区十三東4丁目3番22号

④平成25年3月25日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第51条第1項の規定により、指定施術者から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月25日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④辞退年月日

①秋岡 啓一 ②秋岡整骨院 ③大阪市天王寺区玉造元町2番14号 ④平成25年3月19日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年6月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (トヨタ 白色)	旭区生江3丁目18番先
2	普通自動車 (スズキ 白色)	旭区生江3丁目18番先
3	普通自動車 (スバル 紺色)	城東区東中浜8丁目6番先
4	普通自動車 (ニッサン 水色)	東住吉区住道矢田7丁目11番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年6月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
玉造西九条線	中央区島之内2丁目1番～ 瓦屋町2丁目18番先	布団等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

路線名	区 間	旧 新 別	敷 地 の	
			幅 員	延 長
阿 倍 野 区 第 7 5 0 号 線	阿倍野区帝塚山1丁目 30番の4地から 同 区 同 1 丁目 30番の4地まで	旧	m 3.57 ～4.00	m 62.65
		新	3.78 ～4.00	62.65
阿 倍 野 区 第 8 9 5 号 線	阿倍野区阿倍野筋3丁目 50番の6地から 同 区 同 3 丁目 50番の6地まで (参考図参照)	旧	m 2.22 ～3.10	m 53.76
		新	3.10 ～4.00	53.76

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

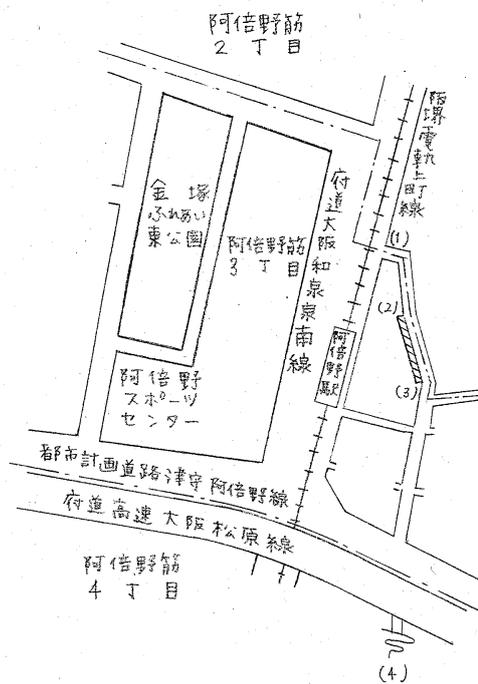
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

路線名	区間	供用開始の期日
阿倍野区 第750号線	阿倍野区帝塚山1丁目 30番の4地から 同 区同 1丁目 30番の4地まで	告示の日
阿倍野区 第895号線	阿倍野区阿倍野筋3丁目 50番の6地から 同 区同 3丁目 50番の6地まで (参考図参照)	告示の日

参考図
阿倍野区



凡例

- 新たに道路となる部分
- 町丁界

説明

阿倍野区第895号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第836号

都島駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成25年6月17日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

收受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。
	特定区画	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円。

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち3に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第837号

福島駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成25年6月17日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

收受方法	区画	一時利用料金（原動機付自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回200円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで200円、以後24時間ごとに200円。

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第838号

蒲生四丁目駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成25年6月21日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

收受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後2時間まで無料、2時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。
	特定区画	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円。

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち3に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第839号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 日
大阪厚生 信用金庫	鶴見支店	変更前	〒538-0037 大阪市鶴見区焼野2丁目南6番7号	平成25年 7月8日
		変更後	〒538-0035 大阪市鶴見区浜4丁目19番3号	

(会計室会計管理担当)

大阪市水道局告示第29号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月14日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
十三信用金庫	淡路支店	変更前	大阪市東淀川区東淡路4丁目33番3号	平成25年 5月13日
		変更後	大阪市東淀川区東淡路4丁目19番7号	

(水道局総務部経理課)

大阪市病院局告示第4号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年6月14日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎病院局企画部会計課（大阪市都島区都島本通2丁目13番22号）

①大阪市立総合医療センター 定位脳放射線治療装置 買入 一式 ②随意
③25.4.22 ④エレクトラ(株) 東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサイトタワー ⑤485,835,000円 ⑦契約の性質または目的による場合

（病院局企画部会計課）



大阪市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による平成25年6月2日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月6日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅井敏男

1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 42,751

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 367,194

6分の1の数 356,258

2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

北 区	30,760	天王寺区	18,221	城東区	44,642
都島区	28,012	浪速区	16,278	鶴見区	29,029
福島区	19,061	西淀川区	25,870	阿倍野区	28,677
此花区	18,474	淀川区	47,119	住之江区	34,549

中央区 23,202 東淀川区 46,925 住吉区 41,909
 西区 23,174 東成区 20,786 東住吉区 35,774
 港区 22,798 生野区 28,714 平野区 52,774
 大正区 18,968 旭区 25,441 西成区 31,366

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平25.6.6 揭示済)

公 告

大阪市公告第69号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 入札に付すべき事項

売払物品	数量	下見の日時	下見場所
中古帆船	1隻	平成25年7月12日 午前9時～正午 午後1時～午後4時	大阪市住之江区南港北2丁目 地先 オズ岸壁

※ 下見場所について、台風来襲時などの荒天時には、大阪市住之江区南港東4丁目G岸壁に変更となる場合もあるため、あらかじめ16に記載する問合せ先に問合せを行うこと

2 入札参加に要する書類

- (1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- (2) 使用印鑑届（本市様式）
- (3) 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人にあっては、登記事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写しは不可）

※ 上記(1)～(5)を入札執行日の2開庁日前までに提出し、承認を受けること

ただし、平成24・25年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不

要

- 3 入札用紙の交付期限 本公告の日から平成25年7月11日 午後5時30分まで
- 4 入札用紙の交付場所 契約管財局契約部契約課物品契約グループ
- 5 入札保証金 免除
- 6 契約条項を示す場所
大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→「不用品売払入札のご案内」に掲載及び契約管財局契約部契約課物品契約グループ
- 7 入札執行場所 契約管財局 入札室
- 8 入札執行日時 平成25年7月16日 午前11時
- 9 入札の方法
 - (1) 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
 - (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること
- 10 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者
 - (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- 11 入札の無効
 - (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
 - (2) 再度入札の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
 - (3) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
 - (注1) 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。
 - (注2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 12 落札者の決定
予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約保証金 落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること

※ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札日当日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

14 売買代金納付期限 平成25年7月30日

15 その他

- (1) 13の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

港湾局総務部経営監理担当（調達） 電話 06-6615-7716

(入札・契約に関する問い合わせ先)

契約管財局契約部契約課物品契約グループ 電話 06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市公告第70号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
巽公園予定地自転車保管所古自転車等-1	1山

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

平成25年7月4日（木） 午前10時

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類（契約

代金納付期限が入札日当日の場合は契約代金を納付したことを証する書類)を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険)、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険)、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手續を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

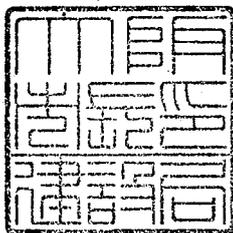
(建設局総務部経理課)

大阪市公告第71号

建設局公園緑化部公園管理課において使用する大阪市長印を平成25年5月1日付けで新設したので、公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋下 徹



(建設局総務部総務課)

大阪市交通局公告第4号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年6月14日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課
 電話 06 - 6585 - 6251

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
	中古乗合自動車その1	5両
	中古乗合自動車その2	10両
	中古乗合自動車その3	10両
	中古乗合自動車(小型)その1	12両
	中古乗合自動車(小型)その2	11両
	中古乗合自動車(小型)その3	12両
	中古乗合自動車(小型)その4	12両
	使用済乗合自動車(スクラップ・小型)	3両
	各種鉄くず	1点
	遺失物(各種傘)(単価契約)	9か月分

3 保管場所

物件番号	保管場所	所在地
①～⑨	港営業所	港区福崎3丁目1番81号
⑧	井高野営業所 西島営業所	東淀川区井高野4丁目3番59号 此花区西島4丁目1番11号
⑨	長吉営業所	平野区长吉長原東3丁目10番18号
⑩	お忘れ物センター	浪速区元町1丁目1番17号

4 下見及び案内

(1) 次の日時、場所において物件に関する下見を行う。

平成25年6月20日（木）から同月24日（月）まで（ただし、本市の休日を除く。）

ただし、⑩号物件遺失物（各種傘）（単価契約）については下見を行わない。

物件番号	時刻	場所	所在地
①～⑨	午後1時から 午後3時	3に同じ	3に同じ

(2) 次の日時、場所において物件に関する案内を行う。

平成25年6月24日（月）

物件番号	時刻	場所	所在地
①～⑩	午前11時 説明開始	調達課入札室	1に同じ

5 引取期限

物件番号	引取期限
①～⑨	平成25年7月26日（金）
⑩	平成26年3月31日（月）

6 入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加申請を行っていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）において行うこと。ただし、入札執行日の2日前までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

- (1) 物品売払入札参加申請書（本市発行）
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- (3) 法人にあつては法人の登記事項証明書
- (4) 法人にあつては法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては市区町村長発行の印鑑証明書

7 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問い合わせ先及び契約条項を示す場所 1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
 - ア 公示日から平成25年6月24日（月）午後5時まで無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）
 - イ 郵送
ただし、大阪市交通局ホームページ（http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatu-setumeisyo_yusou.html）を参照のうえ、所定の手続きを行った者に限る。

8 入札保証金 免除

なお、引取期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

10 入札執行日時

平成25年6月25日（火）午前10時

11 入札執行場所

大阪市交通局庁舎1階大会議室（住所は1に同じ）

12 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書（物品買受申込書）には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。

13 入札の無効

大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号）第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

14 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないもの

とする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (2) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

(交通局事業管理本部総務部調達課)



大阪市職員共済組合公告第9号

大阪市職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成25年6月14日

大阪市職員共済組合
理事長 黒住 兼久

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年6月25日(火)
午後4時から |
| 2 | 場 所 | 大阪市役所 4階第1・2共通会議室 |
| 3 | 付議事件 | 平成24年度決算について |
| 4 | そ の 他 | 報告事項 |

(大阪市職員共済組合庶務係)

正 誤

大阪市公報第5627号（平成25年6月7日）正誤表

ページ	行	誤	正
41	23	(財政局財務部管理課)	(財政局税務部管理課)